

## ★ News

国税庁・令和7年1月～申告書等への收受印は廃止

税務行政のDX

国税庁は、デジタル社会の実現に向け、「あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会」を目指し、電子申告の利用、ダイレクト納付などの電子納税の推進を図っており、新たに申告書等の控えへの收受日付印についても次の措置が執られます。

令和7年1月から、申告書等の控えへの收受日付印の押なつが廃止されます。

- ・申告書等とは、税務署に提出する申告書・申請書・届出書・請求書など全ての文書をいいます。
- ・国税庁は、申告書等の提出年月日は、「ご自身で記録・管理をお願いします。」ということですが、国税庁のQ&Aで、当分の間、希望者には收受の日付と税務署名を記したリーフレットを交付することとしています。(窓口で交付。郵送での場合は、切手を貼付した返信用封筒を同封すること)
- ・申告書の提出事実の確認は、電子申告の場合はメッセージボックスに格納され「受信通知」で行えますが、電子申告以外の場合は、「納税証明書」の交付請求など一定の手続きと費用を要します。
- ・金融機関が收受印のある控えの提出を求めた場合は、国税当局が個別に説明する予定とのことです。

## ★ News

【法務局】法人登記・代表取締役等の住所表示について

非表示が可能に

商業登記規則等の一部改正により、法人の「登記事項証明書」(法務局の登記簿謄本)の代表取締役等の住所を、申請人の申出により非表示とできる措置が創設されました。(令和6年10月1日施行)

法人登記では、代表取締役や代表清算人の住所は登記義務であり、また、誰でも登記簿謄本でこれを確認することができます。しかし、インターネット・SNS等の普及により、「住所」という個人情報の公開が招く様々な影響を懸念する声が、スタートアップ(革新的で、短期間で急成長を果たす企業)をはじめとする経済界から高まっていることを背景に、見直しが行われたものです。

申出により、登記簿謄本の代表者住所は、行政区画(都道府県及び市区町村のみ)が表示されます。

ただし、設立や就任登記等の申請と同時に申出の必要があるなど、要件や添付書類等手続きの複雑さ、金融機関からの融資の際に不都合が生じるなど一定の影響があることを考慮し、十分な検討が必要です。

## ★ Memo 『年収の壁』…103万円の壁 → 令和7年度税制改正の中で議論へ

「年収の壁」とは、パート・学生アルバイトなど短時間労働者の場合、給与収入に所得税や社会保険料が課せられることになる年収の上限額をいいます。

「103万円の壁」は、年間の給与収入103万円以下は、給与所得控除48万円、基礎控除55万円により所得税が課されない壁をいいます。配偶者や親族の扶養になる要件は、給与収入だけの場合は年収103万円以下。自ら労働時間を調整する働き控えは、最低賃金の引上げもあって労働時間の減少、企業にとっては人手不足を生み、税や社会保険の制度見直しが議論されています。

※「130万円の壁」は、給与収入が年収130万円を超えると、自ら社会保険(健康保険や厚生年金保険)に加入する義務が生じる壁をいいます。

- 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 → 令和7年1月10日(金)
- 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限(納期の特例) → 令和7年1月20日(月)
- 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限 → 令和7年1月31日(金)

☆当事務所の年末・年始休業とさせていただきます。

12月29日(日)～1月5日(日)

12月28日(土)は、午後3時迄の業務とさせていただきます。

よろしくお申し上げます。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

